

令和6年2月27日

入札参加資格者（工事）様

富田林市契約検査課
工事担当課

建設工事に係る改善指示等による成績評価への反映 及び入札参加機会の制限について（お知らせ）

建設工事の施工に際し、発注者が受注者に対し改善すべき点を指示する場合、下記のとおりの手順で実施しますのでお知らせします。なお、文書による改善指示を行った場合は、成績評価に関し評価項目が減点の扱いとなります。また、当該指示に従わなかった場合は、入札参加機会の制限を行うものとします。

この取扱いは、令和6年4月1日以降に工事検査を行う案件を対象とします。

記

1. 口頭での改善指示については、「工事打合簿」により行います。
2. 文書による改善指示については、監督員から原則口頭で同内容の改善指示を2回繰り返しても改善がみられない場合、「工事改善指示書」を受注者に交付します。ただし、重大な事項についての改善指示は、直ちに「工事改善指示書」を交付する場合があります。
3. 受注者は、「工事改善指示書」に対する改善報告を「工事改善報告書」により、指定期日までに監督員に提出して下さい。
4. 改善指示をする場合の例示
(ア) 施工計画書の提出期限が過ぎているとき。
(イ) 現場代理人の常駐義務及び配置技術者の専任義務のある工事において、常駐及び専任がなされていないとき。
(ウ) 施工管理、工程管理、安全対策及び対外関係について、改善を求める理由があるとき。
(エ) その他改善を求める相当な理由があるとき。
5. 工事成績評価表による評価方法
工事成績評価表は、a、b、c、d、eの5段階評定で、cを基準として評定を行います。
d、eの評定は減点（マイナス）となります。
 - ・文書による改善指示を行った場合・・・・・・・・・・ d 評定
 - ・文書による改善指示に従わなかった場合・・・・・・・・ e 評定
 - （1項目あたり d 評定で－1～－6点、e 評定で－2～－12点の減点になります）
6. 入札参加機会の制限
文書による改善指示に従わなかった場合は、通知後1ヶ月間入札に参加できないものとします。